

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料

納付の方へ

前払い(前納)や
口座振替をすると
保険料が引きされます

国民年金保険料の納め方には、現金支払いと口座振替があります。さらに、毎月納めていただくほかに、6カ月分

を一括して前払いで納める方法があります。前納の場合、毎月納めるよりも保険料が引きされ、さらに口座振替と併せて利用されると、割引額が増額します。(左表参照)

一部納付や全額保険料免除は、事前に「申請免除」の手続きをし、承認を受けた方が対象となります。

■保険料一覧表

納付月数 ・ 支払方法等		定 額 保険料	申請免除制度			
			一部納付			全額保 険料免 除・若 年者納 付猶予
			3/4 保険料	半額 保険料	1/4 保険料	
1 カ 月 分	現金 支払	14 ,100円	10 ,580円	7 ,050円	3 ,530円	0円
	当月末 口座振替 (割引額)	14 ,050円 (50円)	口座振替による前納制度は ありません。			
6 カ 月 分	現金 支払 (月々計)	84 ,600円	63 ,480円	42 ,300円	21 ,180円	-
	現金 前納	83 ,900円	62 ,960円	41 ,960円	21 ,010円	
	口座振 替前納	83 ,640円	口座振替による前納制度は ありません。			

■平成19年度追納月額(追納加算額は毎年変更)

追納する額	免除等区分			
	全額免除	3/4 免除 (1/4 納付)	半額免除 (半額納付)	1/4 免除 (3/4 納付)
平成9年度 (10年を経過 していない 分に限る)	16,550円			
平成10年度	16,310円		-	
平成11年度	15,680円			
平成12年度	15,070円			
平成13年度	14,500円			
平成14年度	13,940円		6,970円	
平成15年度	13,730円		6,860円	
平成16年度	13,540円		6,770円	
平成17年度	13,580円		6,790円	
平成18年度	13,860円	10,390円	6,930円	3,460円

前払い(前納)するには

保険料を現金で前払い(前納)するには「納付書」が必要となります。また、併せて口座振替の利用を希望される方は、あらかじめ口座振替の手続きも必要となります。(6カ月前納される場合は10月中に支払いが完了することが条件となります) いずれも早めに豊岡社会保険事務所へ問い合わせください。

免除・学生納付特例・
若年者納付猶予期間のある方へ
保険料の追納ができます

免除を受けた期間や、学生納付特例および若年者納付猶予を受けていた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金額が少なくなります。

そこで、これらの期間は10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができますので、将来の年金額の増額に向けて、追納制度を利用ください。追納額は左表のとおりです。

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

●10月13日(土)

午前9時30分～午後4時

●10月1日(月)・9日(火)・15日(月)・22日(月)・29日(月)は

(月)は

午前8時30分～午後7時

●電話での問合せ

ねんきんダイヤル

☎0570・05・1165

IP電話・PHSからは

☎03・6700・1165

●年金個人情報サービス

社会保険庁ホームページ

ドレス <http://www.sia.go.jp/>

《問合せ》

豊岡社会保険事務所

☎22・3196

市民課市民係または各総合支所市民生活課

豊岡社会保険事務所
からのお知らせ

環境あれこれ ⑧

ごみ処理の現場から



環境に関する問題について、市の取組みなどをシリーズでお知らせします。

《問合せ》生活環境課

私たちが日々出し続けているごみは、豊岡清掃センターで処理しています。

運転・点検・修繕

同センターでは、燃やすごみは850度以上で焼却し、

燃やさないごみは破砕機で碎いて資源を取り出すなど、少しでも環境負荷を小さくしようと努力しています。

同センターの焼却炉は、大ざっぱに言えば鉄とレンガで出来ています。3カ月ほど連



▲豊岡清掃センター

続に運転したら一旦焼却を止めて、炉内のレンガなどを点検・交換し、悪い所は修繕して次の運転に備えます。焼却炉は2基あり、この作業を交互に行って、円滑な運転に努めています。

ごみ焼却炉の寿命

ごみ焼却炉のコンディションを常に良い状態に保つことが、クリーンな排気ガスの排出に結び付くのですが、物には寿命があります。時々「直しながら使い続けたい」という意見を聞くことがありますが、この寿命を無視していつまでも使い続けることができるというのは幻想です。

通常、ごみ焼却炉の寿命は15〜20年と言われています。平成2年生まれの同センターは、専門家が検査した結果、平成25年ごろ（あと6年くら

い）には維持が限界に達するということでした。

これは、修繕を繰り返しながら、適切に運転や点検を行うという前提ですが、このまま限界と言われる時期が来た後、焼却炉を使用し、クリーンな排気ガスの排出を維持するためには、莫大な修繕費が掛かると診断されたことになります。

「古家の造作」ということわざがありますが、莫大な修理費を掛けておいて、結局は寿命が切れるという公費の無駄遣いをするようになります。

従って、焼却炉の寿命が切れるまでに、必ずどこかに次の焼却炉を建設しなければならぬのです。しかも、今ある施設は土地が不足しているため、別の場所に建替えるしか方法はありません。

そのときどうするの？

もしも、限界を超えて焼却炉がパンクしてしまったら、たちまちごみは、行き場を失うことになります。こんなリスクを負っているからこそ、今から次の焼却炉の建設を計画する必要があるのです。

交通安全・防犯かわら版 (最終回)

このコーナーでは、交通安全と防犯に関する情報をお知らせしています。

《問合せ》防災安全課 消防安全係

秋の全国交通安全運動 実施中!!

9月21日(金)から30日(日)まで、秋の全国交通安全運動が実施されています。

今回の運動の重点は、次のとおりです。

飲酒運転の根絶
夕暮れ時と夜間の歩行中・

自転車乗車中の事故防止
後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

飲酒運転の罰則が強化されました

9月19日に飲酒運転の罰則が強化される法律が施行され、次表のとおりとなりました。

運転者の周辺者への罰則の新設 (罰則整備)

(●車や酒の提供を厳罰化! ●同乗することも禁止!)

		酒気を帯びている者で飲酒運転を行うおそれがある者に対し	
		車両を提供する	酒類を提供する
運転者本人が	酒酔い運転の場合	5年以下の懲役または100万円以下の罰金	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	酒気帯び運転の場合	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	2年以下の懲役または30万円以下の罰金
車両の運転者が酒に酔った状態にあることを知りながら		車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら	
自己の運送の要求・依頼をしてその車両に同乗する		3年以下の懲役または50万円以下の罰金	2年以下の懲役または30万円以下の罰金

運転者に対する罰則の強化 (罰則引上げ)

	改正前	改正後
酒酔い運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
酒気帯び運転	1年以下の懲役または30万円以下の罰金	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
飲酒検知(呼気検査)拒否	30万円以下の罰金	3カ月以下の懲役または50万円以下の罰金